

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画

がいようばん
わかりやすい概要版

平成27年3月
大 阪 市

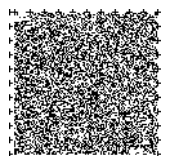
この冊子の各ページには、網目模様の音声コードが付いています。(表などの音声のみの表現では難しいページは、要約したり、音声コードがない場合もあります。)

この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。

また、一部の携帯電話を除き、一般の携帯電話では読み取ることができません。

おおさかしょう しゃしえんけいかく しょう ふくしけいかく
大阪市 障がい者支援計画・障がい福祉計画

がいようばん
(わかりやすい概要版)



だい 1 ぶ
第 1 部

そうろん
総論

だい 1 しょう けいかく きほんてきかんが かた
第 1 章 計画の基本的考え方

けいかく いちぶ
計画の位置付け

しょうがいしゃきほんほう もと しょう しゃしえんけいかく
障害者基本法に基づく障がい者支援計画

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょう ふくし
と障害者総合支援法に基づく障がい福祉

けいかく いったいてき さくせい
計画を一体的に作成

けいかく まかん
計画の期間

しょう しゃしえんけいかく へいせい ねんど さくてい
障がい者支援計画は平成24年度に策定

けいかく ちゅうかんみなお
した計画の中間見直し

しょうがいふくしけいかく へいせい ねんど ねんど
障がい福祉計画は平成27年度から29年度

けいかく たいしょう
計画の対象

しょうがいしゃきほんほう しょう しゃ ていぎ
障害者基本法において障がい者と定義

されているもの

けいかく きほんりねん きほんほうしん
計画の基本理念・基本方針

(1) こじん さんちよう
個人としての尊重

(2) しゃかいさんか きかい かくほ
社会参加の機会の確保

(3) ちいき じりつせいがつ すいしん
地域での自立生活の推進

けいかく すいしんたいせい
計画の推進体制

おおさかししょう しゃしやくすいしんきょうぎかいおよ
大阪市障がい者施策推進協議会及びその

ぶかい とうじしゃいけんなど はんえい
部会による当事者意見等の反映

けいかく みなお など
計画の見直し等

しょうがいしゃそうごうしえんほう こんご みなお など
障害者総合支援法の今後の見直し等に

よっては、けいかくまかんない みなお けんどう
よっては、計画期間内での見直しを検討

だい 1 しょう おおさかし と く
第 2 章 大阪市のこれまでの取り組み

こんご ほうこうせい
と今後の方向性

おおさかし と く
大阪市のこれまでの取り組み

しょうがいしゃたいさく かん おおさかしちようきけいかく
「障害者対策に関する大阪市長期計画」

「 ” しんちようきけいかく
新長期計画」

おおさかししょうがいしゃしえん
「大阪市障害者支援プラン」

くにおよ せかい どうこう
わが国及び世界の動向

こくさいしょうがいしゃねん
「国際障害者年」

こくれんしょうがいしゃ じゅうねん
「国連障害者の十年」

しょうがいしゃじりつしえんほう
「障害者自立支援法」

「WHOがICFを採択」

しょうがいしゃきほんほう かいせい
「障害者基本法」改正

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう せいりつ
「障害者虐待防止法」成立

じどうふくしほう かいせい
「児童福祉法」改正

しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいしゃそうごう
「障害者自立支援法」から「障害者総合

しえんほう かいせい
支援法」へ改正

しょうがいしゃさべつかいしやうほう せいりつ
「障害者差別解消法」成立

しょうがいしゃけんりじやうやく ほんごう
「障害者権利条約」発効

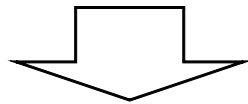
おおさかし こんご ほうこうせい
大阪市の今後の方向性

しみんさんか しゃかい じつげん
市民参加のインクルーシブな社会の実現

しょうがいしゃさべつかいしやうほう たいおう
「障害者差別解消法」への対応

しみんけいはつ と く ごうりてき
市民啓発に取り組むとともに、合理的

はいりょ りゆうい しさく すいしん
配慮に留意した施策を推進



だい 1 しょう けいかくすいしん きほんてき ほうさく
第 3 章 計画推進にあたっての基本的な方策

せいかつしえん ちいき
1 生活支援のための地域づくり

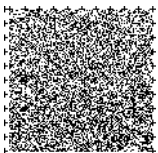
たよう たいおう しえん
3 多様なニーズに対応した支援

しえん にな て ししつ こうじよう
5 支援の担い手の資質の向上

2 ライフステージに沿った支援

けんりようご してん た と く すいしん
4 権利擁護の視点に立った取り組みの推進

ちようさけんきゆう すいしん
6 調査研究の推進



第 2 部 障がい者支援計画

第 1 章 共に支えあって暮らすために

啓発・広報の推進

人権教育・福祉教育の充実

コミュニケーション・情報収集等に

関する施策の充実

地域での交流の推進

第 3 章 地域で学び・働くために

就学前教育の充実

義務教育段階における教育の充実

後期中等教育段階における教育の充実

生涯学習や相談・支援の充実

教職員等の資質向上

就業の推進

就業支援のための施策の展開

福祉施設からの一般就労

第 2 章の 1

地域での暮らしを支えるために

サービス利用の支援

相談・情報提供体制の充実

虐待防止のための取り組み

在宅福祉サービス等の充実

居住系サービス等の充実

日中活動系サービス等の充実

障がいのある子どもへの支援の充実

スポーツ・文化活動の振興

第 2 章の 2 地域生活への移行

入所施設利用者の地域移行

地域移行支援の推進

地域定着支援の推進

施設入所への対応

入院中の精神障がいのある人の地域移行

精神科病院との連携

地域活動支援センター(生活支援型)等

との連携

精神科病院入院者への啓発

家族及び地域住民への理解のための啓発

地域保健医療と多職種チームとの連携

第 4 章 住みよい環境づくりのために

生活環境の整備

移動手段の整備

暮らしの場の確保

防災・防犯対策の充実

第 5 章 地域で安心して暮らすために

総合的な保健、医療施策の充実

地域におけるリハビリテーション・

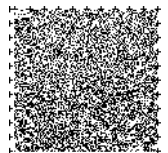
医療の充実

療育支援体制の整備

精神保健福祉活動の推進と医療体制

の整備

難病患者への支援



第1章 計画の基本的考え方

計画の位置づけ

- ・障がいのある人に関する施策を総合的に進めるための計画です。
- ・「障害者基本法」と「障害者総合支援法」に基づいています。
- ・大阪市の他の関連する計画との連携を図ります。

計画の期間

- ・第2部の障がい者支援計画は、平成24年度から29年度までの6年間の計画期間のうち、中間見直しを行い27年度から29年度までの3年を計画期間とします。
- ・第3部の障がい福祉計画は、第4期計画として、平成27年度から29年度までの3年を計画期間とします。

計画の基本理念・基本方針

誰もが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、次の3つを基本方針とします。

(1) 個人としての尊重

障がいがあるからといって差別されることなく、人格と個性を尊重し合いながら、共に地域で生活できるよう支援します。

(2) 社会参加の機会の確保

地域で生活する者として、あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援します。

(3) 地域での自立生活の推進

地域で自立した生活ができるよう支援します。

計画の見直し等

「障害者総合支援法」の今後の見直し等によっては、計画期間内に見直しを行うことを検討します。

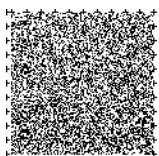
第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性

大阪市のこれまでの取り組み

- ・昭和58年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、平成5年度に「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」、さらに平成15年度に「大阪市障がい者支援計画」を策定し、施策の推進を図ってきました。
- ・その後、平成24年に「大阪市障がい者支援計画」と「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定し、取り組みを行っています。

我が国及び世界の動向

- ・2006年には国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国でも国内法の整備をはじめとする制度の集中的改革が行われました。



- 平成25年の「障害者差別解消法」の制定により、各種の法整備が完了し、「障害者の権利に関する条約」が締結・発効することとなりました。
- 大阪市の今後の方向性
- これまでの計画の基本的考え方をさらに発展させて今回の計画を策定します。
- 「障害者差別解消法」への対応
- 平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」に基づき、本市の施策を推進するときには合理的配慮に留意するとともに、紛争解決のための体制整備について検討します。

第3章 計画推進にあたっての基本的な方策

生活支援のための地域づくり

- 見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなどのため、区よりもさらに身近な地域での取り組みを進めていきます。
- 障がいのある人の重度化・高齢化を見据えたコーディネート機能の強化や社会資源の整備等について検討します。

ライフステージに沿った支援

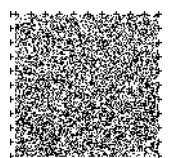
- 一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できる支援体制をつくります。

多様なニーズに対応した支援

- 高次脳機能障がいや発達障がいのある人などの、多様なニーズに対応した適切な支援を進めていきます。
- 発達障がいのある人への支援は、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携し、取り組みを進めていきます。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、医療・保健・福祉が連携した更なる支援体制の推進を図ります。
- 障がいのある人が円滑に情報を取得・コミュニケーションが図れるよう、意思疎通支援に取り組みます。

権利擁護の視点に立った取り組みの推進

- 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人の権利利益を守ります。
- 障がいのある人自身が、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるよう支援します。
- ピアカウンセリングなど障がい当事者の様々な活動を支援します。



第2部 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

障がいのある人に対する差別や偏見が今でもいろんな分野で見られます。

また、障がいがあることによりコミュニケーションが困難な人たちに対してそれぞれに適した支援が必要です。平成25年に成立した「障害者差別解消法」を受け、全庁的な取り組みを推進することが求められています。

(1) 啓発・広報の推進

- パンフレット等の作成やホームページの活用により、地域の人の障がいのある人に対する理解が深まるよう、啓発を進めます。
- 「障害者差別解消法」に基づき、本市の職員対応要領の策定や紛争の防止・解決の体制整備について検討を進めます。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

- 学校教育においては、多様な障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるための学習を進めます。また、地域においてもいろいろな講習会を開きます。

(3) コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進

- 地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に心じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。

(4) 地域での交流の推進

- 障がいの有無に関わらず誰もが地域生活の中で交流し、互いに理解を深めることで地域での共生がより一層進んでいくように支援します。

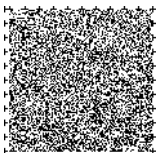
第2章の1 地域での暮らしを支えるために

相談支援について、各区の障がい者相談支援センターと基幹相談支援センターを設置するなど充実を図りましたが、指定相談事業所の開設が進まないなど体制を強化することが課題となっています。

平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されたことを踏まえ、障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

(1) サービス利用の支援

- 判断能力が不十分なため契約等を行うことが困難な人が、円滑に福祉サービスを利用できるよう、大阪市成年後見支援センターや関係機関が互いに連携して支援します。
- 福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行うあんしんさぼーと事業を行います。



(2) 相談、情報提供体制の充実

- ・区障がい者相談支援センターと、その統括・後方支援機能を持つ基幹相談支援センターを設置しています。
- ・「障害者総合支援法」に基づき、計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援について、事業者の確保など相談支援体制の充実を図ります。
- ・区地域自立支援協議会がより一層活性化するように、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。

(3) 虐待防止のための取り組み

- ・障がいのある人に対する虐待を早期発見し、適切な対応が行えるよう、引き続き、通報窓口の周知を進めます。また、緊急性がある場合の保護先施設の確保やその後の生活に必要な対応が進むよう関係機関の連携強化に努めます。
- ・虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

(4) 在宅福祉サービス等の充実

- ・障がいのある人や難病患者等への障がい福祉サービスを充実させます。

(5) 居住系サービス等の充実

- ・障がいのある人たちが一緒に暮らすグループホームの設置促進に努めます。

(6) 日中活動系サービス等の充実

- ・障がいのある人が通所して利用する施設については、一人ひとりが必要とするサービスを利用できるように充実させます。

(7) 障がいのある子どもへの支援の充実

- ・障がいのある子どもに対する支援にあたっては、保健医療・子育て支援・教育・福祉等の関係機関を確保するとともに、児童発達支援センターを中心として、サービス提供事業者等と緊密な連携が行えるよう取り組みを進めます。

(8) スポーツ・文化活動の振興

- ・障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ等を行うことができるよう支援します。

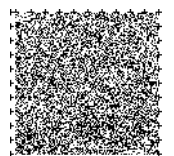
第2章の2 地域生活への移行

入所施設利用者及び入院中の精神障がいのある人の地域移行

障がいのある人もない人も、ともに地域で生活できるように、施設に入所している人が施設を出て、地域生活に移行するための取り組みを進めています。また、精神科病院での社会的入院を解消するための取り組みを行います。

(1) 地域移行支援の推進

- ・地域移行や地域定着の支援とは、「施設・病院から地域に生活の場を移すだけの支援」ではなく、「施設・病院での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活づくりの支援」ととらえ、取り組みを進めます。
- ・また、地域移行支援の対象拡大に伴い、刑務所などを退所した人に対する支援についても進めていきます。



(2) 地域定着支援の推進

- 施設や病院を出た後の地域生活を支えるグループホーム等の住まいや福祉サービスの充実を図ります。

(3) 精神科病院との連携

- こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行い、各区精神保健福祉相談員が行う事前面接と一緒にいき、精神科病院と顔の見える関係を作りながら積極的に取り組みます。

(4) 精神科病院入院者への啓発

- 入院中の対象者及び精神科病院に対する啓発について、ピアサポーターを中心に今後も継続的に実施していきます。

第3章 地域で学び・働くために

障がいのある子どもが、自立に向けて可能性を伸ばせるよう、地域の幼稚園・保育所・学校などが、一人ひとりにあった教育・保育を進めます。

また、「障害者雇用促進法」の改正等により、雇用者数は過去最高を更新する増加を続けていますが、長く働き続けるための定着支援に向けた日常生活に関する支援体制の充実も必要となっています。

(1) 就学前教育の充実

- 地域社会の中で共に育ちあう教育・保育を進め、受け入れの促進に努めます。

(2) 義務教育段階における教育の充実

- 小・中学校で共に学び育ちあう教育を進めます。

特別支援学校は、地域学校園を支援するセンター機能を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援に努めます。

(3) 後期中等教育段階における教育の充実

- 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりに応じた進路指導の充実を図ります。また、職業教育も進めます。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

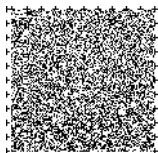
- 図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくします。
- 障がいのある児童の放課後等の居場所づくりを行うとともに、内容の充実に向けた検討を行います。

(5) 教職員等の資質の向上

- すべての教職員等が障がいのある人についての認識と理解を深める研修の充実に努めます。

(6) 就業の推進

- 障がいの特性や状況などいろいろな働き方にあった能力開発を進めます。
- 「障害者優先調達推進法」の施行により策定した本市調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努めます。



(7) 就業支援のための施策の展開

- ・障がいのある人が働き続けられるよう、仕事と生活の両面から支援するため障がい者就業・生活支援センターなどの機関が協力する取り組みを進めます。

(8) 福祉施設からの一般就労

- ・障がい特性に配慮し、その適性・希望等に沿った支援が実施できるよう、就労移行支援事業者の支援力の強化を図ります。
- ・就労支援員などの支援者の育成及び情報共有に向けた取り組みを進めます。

第4章 住みよい環境づくりのために

障がいのある人が地域で安心して生活し、社会参加できるよう、グループホームなどの住む場所を確保したり、建物や施設を利用しやすくしたり、電車やバスでの移動をしやすくします。

防災対策については、障がいの程度に関わらず支援を要する人の把握や避難所での支援など、具体的な取り組みを推進していく必要があります。

(1) 生活環境の整備

- ・「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の理念に基づき、大阪市の建物をはじめ、たくさんの人が利用する民間の建物について、障がいのある人をはじめ、すべての人が利用しやすくなるよう努めます。

(2) 移動手段の整備

- ・市営交通機関のバス停留所施設や地下鉄駅舎の整備について、障がいのある人をはじめ全ての人が利用しやすいよう配慮した施設整備を行います。
- ・民間鉄道についても、エレベーターの設置やバリアフリー化を働きかけます。

(3) 暮らしの場の確保

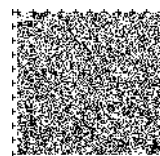
- ・グループホームは障がいのある人の地域での自立生活に必要な住まいであり、引き続き設置を促進するとともに、円滑な設置が進むよう国に対して要望していきます。

(4) 防災・防犯対策の充実

- ・障がいのある人の避難支援の取り組みの促進に努めていくとともに、あらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。
- ・個人情報保護に気をつけながら、名簿の作成や避難支援プランの作成を通じて支援内容を把握し、地域における救出・救護の充実を図ります。
- ・避難所などで必要な医療・保健・福祉サービスが引き続き利用できるよう、避難所運営マニュアルの整備を進めます。

第5章 地域で安心して暮らすために

近年、障がいのある人の高齢化や重度化が課題となっており、住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう、医療を提供する仕組みの充実に努めます。



また、保健・医療・福祉のいろいろな機関が協力して支援を進めます。

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

- ・障がいのある人が身近な地域で適切な医療を受けられるよう受診の支援に努めます。
- ・コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人や重症心身障がい児(者)が円滑に適切な医療を受けられるよう支援を行います。

(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

- ・各関係施設、機関などが連携し、地域でリハビリテーションが受けやすくなるようにします。また、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。

(3) 療育支援体制の整備

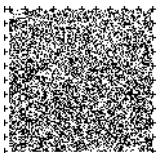
- ・障がいのある子どもが、早い時期から療育を受けられるよう、各機関が連携します。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

- ・精神障がいのある人の相談体制の充実を図るため、区保健福祉センター、地域活動支援センター(生活支援型)などが連携し、専門機関であるこころの健康センターが技術的支援を行います。
- ・身近なところで精神科入院医療が受けられる方策について検討します。

(5) 難病患者への支援

- ・難病患者や小児慢性特定疾病児に対する保健事業の充実に努めます。



第3部 第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）の概要

【成果目標】

入所施設利用者の地域移行

平成29年度末の地域移行目標：238人

平成25年度末現在の施設入所者数（金剛コロニー入所者を除く）の12%にあたる165人

金剛コロニー入所者のうち地域移行の希望を持っている入所者19人

第3期計画における未達成者数54人

平成29年度末の施設入所者数：1,435人 1,361人

平成29年度の施設入所者数の削減目標：74人

平成25年度末の施設入所者（金剛コロニー入所者を除く）の4%にあたる55人

金剛コロニー入所者のうち地域移行の希望を持っている入所者19人

入院中の精神障がいのある人の地域移行

平成29年度時点の入院後3か月時点で退院する人の割合：64%

平成24年度大阪府在院患者調査における平均退院率62%を国の基本指針どおり64%と設定

平成29年度時点の入院後1年時点で退院する人の割合：91%

同調査における平均退院率90%を国の基本指針どおり91%と設定

在院期間1年以上の入院者数の削減目標：18%

同調査における平成24年6月末現在の長期在院者数2,756人を国の基本指針どおり18%削減

福祉施設からの一般就労

平成29年度における福祉施設からの一般就労者数：680人

第3期計画目標数340人の2倍

平成29年度における就労移行支援事業利用者数：829人

国の基本指針どおり平成25年度の実績518人の6割増

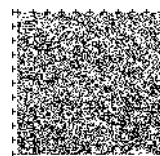
平成29年度における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合：50%以上

国の基本指針どおり50%以上を設定

地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能を高めていくため、事業者同士が連携して

地域生活を支える面的な体制整備も含めた検討を進める。



【各年度の指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援ごとの必要な量の見込み】

訪問系サービス及び短期入所

サービス種別	たんい単位	ねんど27年度	ねんど28年度	ねんど29年度
訪問系サービス ごうけい 合計	つきりよう 月あたり利用 じんいん・じかん 人員・時間	13,354人 531,340時間	14,673人 586,547時間	15,999人 631,419時間
きょたくかいご 居宅介護	つきりよう 月あたり利用 じんいん・じかん 人員・時間	9,947人 216,841時間	10,942人 238,525時間	12,036人 262,378時間
どうこうえんご 同行援護	つきりよう 月あたり利用 じんいん・じかん 人員・時間	1,214人 33,992時間	1,287人 36,031時間	1,360人 38,071時間
じゅうどほうちん 重度訪問 かいご 介護	つきりよう 月あたり利用 じんいん・じかん 人員・時間	1,945人 275,194時間	2,162人 305,947時間	2,292人 324,306時間
こうどうえんご 行動援護	つきりよう 月あたり利用 じんいん・じかん 人員・時間	248人 5,313時間	282人 6,044時間	311人 6,664時間
たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	つきりよう 月あたり利用 じんいん・にっすう 人員・日数	947人 6,107日	1,027人 6,628日	1,108人 7,147日

日中活動系サービス

サービス種別	たんい単位	ねんど27年度	ねんど28年度	ねんど29年度
せいかつかいご 生活介護	つきりよう 月あたり利用 じんいん・にっすう 人員・日数	6,140人 105,084日	6,340人 109,682日	6,540人 113,142日
じりつくねん 自立訓練 (機能訓練)	つきりよう 月あたり利用 じんいん・にっすう 人員・日数	90人 1,255日	90人 1,255日	90人 1,255日
じりつくねん 自立訓練 (生活訓練)	つきりよう 月あたり利用 じんいん・にっすう 人員・日数	348人 6,399日	355人 6,534日	362人 6,669日
しゅうろういこう 就労移行 しえん 支援	つきりよう 月あたり利用 じんいん・にっすう 人員・日数	668人 10,755日	743人 11,962日	829人 13,347日
しゅうろうけいぞく 就労継続 しえん がた 支援(A型)	つきりよう 月あたり利用 じんいん・にっすう 人員・日数	871人 15,852日	921人 16,762日	971人 17,672日
しゅうろうけいぞく 就労継続 しえん がた 支援(B型)	つきりよう 月あたり利用 じんいん・にっすう 人員・日数	3,557人 60,632日	3,797人 61,132日	4,037人 64,996日
りょうようかいご 療養介護	つきりよう 月あたり りょうじんいん 利用人員	16人	16人	16人

居住系サービス

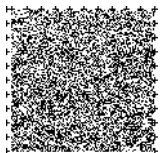
サービス種別	たんい単位	ねんど27年度	ねんど28年度	ねんど29年度
きょうどうせいかつ 共同生活 えんじょ 援助 (グループホーム)	つきりよう 月あたり りょうじんいん 利用人員	1,969人	2,139人	2,309人
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	つきりよう 月あたり りょうじんいん 利用人員	1,405人	1,391人	1,361人

指定相談支援

サービス種別	たんい単位	ねんど27年度	ねんど28年度	ねんど29年度
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	つきりよう 月あたり りょうじんいん 利用人員	4,390人	5,672人	6,953人
ちいまいこうしえん 地域移行支援	つきりよう 月あたり りょうじんいん 利用人員	65人	65人	65人
ちいまいていやくしえん 地域定着支援	つきりよう 月あたり りょうじんいん 利用人員	253人	323人	382人

障がい児支援

サービス種別	たんい単位	ねんど27年度	ねんど28年度	ねんど29年度
じどうはつたつしえん 児童発達支援	つきりよう 月あたり実利用 じんいん・にっすう 人員・日数	1,385人 9,093日	1,577人 9,913日	1,769人 10,733日
いりょうがた 医療型 じどうはつたつしえん 児童発達支援	つきりよう 月あたり実利用 じんいん・にっすう 人員・日数	72人 764日	72人 764日	72人 764日
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	つきりよう 月あたり実利用 じんいん・にっすう 人員・日数	2,527人 31,436日	2,973人 36,993日	3,417人 42,518日
ほいくしょうとう 保育所等 ほうもんしえん 訪問支援	つきりよう 月あたり ほうもんかいすう 訪問回数	82回	105回	128回
しょうじ 障がい児 そうだんしえん 相談支援	つきりよう 月あたり りょうじんいん 利用人員	780人	1,069人	1,397人



ちいきせいかつしえんじぎょう
【地域生活支援事業】

ひつすじぎょう
必須事業

じぎょうめい 事業名	たんい 単位	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度
りかいそくしん 理解促進・ けんしゅうけいはつ 研修啓発	じっし うむ 実施の有無	あり	あり	あり
じはつてき 自発的 かつどうしえん 活動支援	じっし うむ 実施の有無	あり	あり	あり
そくだんしえん 相談支援 じぎょう 事業	かしょすう 箇所数	25箇所	25箇所	25箇所
じゅうたくにゅうきょどう 住宅入居等 支援事業	かしょすう 箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
せいねんこうけんせいど 成年後見制度 りようしえんじぎょう 利用支援事業	かしょすう ねんかん 箇所数・年間 じつようしやう 実利用者数	24箇所 54人	24箇所 56人	24箇所 58人
ほうじんこうけん 法人後見 しえんじぎょう 支援事業	かしょすう 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
ちいきじりつしえん 地域自立支援 きょうぎかい 協議会	かしょすう 箇所数	25箇所	25箇所	25箇所
はつたつしやう 発達障がい者 しえん 支援センター	かしょすう ねんかん 箇所数・年間 じつようしやう 実利用者数	1箇所 1,080人	1箇所 1,060人	1箇所 1,040人
しょうがい児等 りよういしえんじぎょう 療育支援事業	かしょすう 箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 きゅうふじぎょう 給付事業	ねんかんきゅうふ 年間給付 けんすう 件数	63,401件	64,986件	66,571件
かいごくんれんしえんようぐ 介護訓練支援用具		254件	254件	254件
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具		1,056件	1,056件	1,056件
ざいたくりょうどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具		513件	513件	513件
じょうほう・いしそつしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具		1,600件	1,600件	1,600件
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具		59,838件	61,423件	63,008件
じゅうたくかいしゅうひ 住宅改修費		140件	140件	140件

じぎょうめい 事業名	たんい 単位	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	つき 月あたり りようじんいん 利用人員・ じかん 時間	5,512人 129,167時間	5,833人 136,931時間	6,221人 146,174時間

ちいきかつどうしえん
地域活動支援センター

せいかつしえんがた 生活支援型	かしょすう 箇所数	かしょ 9箇所	かしょ 9箇所	かしょ 9箇所
かつどうしえん がた 活動支援A型	かしょすう 箇所数	46箇所	46箇所	46箇所
かつどうしえん がた 活動支援B型	かしょすう 箇所数	9箇所	9箇所	9箇所
しゅわほうしん 手話奉仕員 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業	ねんかんじつ 年間実 りようしやう 利用者数	920人	1,000人	1,080人

せんもんせい たか いしそつしえん おこなもの ようせいけんしゅうじぎょう
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

しゅわつうやくしや 手話通訳者 ようやくひつきしやようせいじぎょう 要約筆記者養成事業		72人	32人	72人
もう しゃつうやく 盲ろう者通訳 かいじしやようせいじぎょう 介助者養成事業		18人	18人	18人

せんもんせい たか いしそつしえん おこなもの はけんじぎょう
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

しゅわつうやくしや 手話通訳者 ようやくひつきしやはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業		386人 2,918件	426人 3,181件	460人 3,431件
もう しゃつうやくかいじしや 盲ろう者通訳介助者 はけんじぎょう 派遣事業		34人 4,832件	35人 4,973件	36人 5,116件

にんいじぎょう
任意事業

じぎょうめい 事業名	たんい 単位	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度
ほうもんにゅうよく 訪問入浴 サービス事業	ねんかんりよう 年間利用 けんすう 件数	16,362件	16,362件	16,362件
にっちゅういちじ 日中一時 しえんじぎょう 支援事業	つき 月あたり利用 じんいん・にっすう 人員・日数	207人 869日	207人 869日	207人 869日

